

2023年12月13日

各 位

会 社 名 加 藤 産 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 加 藤 和 弥
コ ー ド 番 号 9 8 6 9 (東 証 プ ラ イ ム)
問 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 次 家 成 典
電 話 番 号 0 7 9 8 - 3 3 - 7 6 5 0

当社第77回定時株主総会「第2号議案 定款一部変更の件」に関する補足説明

当社は、2023年12月22日開催予定の第77回定時株主総会（以下、「本総会」）において、剰余金の配当等の決定機関に関する変更を含む定款一部変更の議案（以下、「本議案」）を付議しております。

本議案は、会社法第459条第1項の定めに基づき、自己株式の取得及び剰余金の配当等を取締役会決議によっても行うことが可能とするものではありませんが、会社法第460条第1項（株主の権利の制限）に基づく定款の定めは設けないことから、現行定款第35条に基づき、今後の剰余金の配当等を株主総会決議によって行うことを排除するものではありません。

従って、本総会において本議案が承認されたのちにおいても、期末配当につきましては従来通り株主総会の議案となります。

また当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要政策と認識し、収益力の向上と財務体質の強化を図りながら、安定的かつ業績に見合う適正な配当を維持することを基本方針とし、今後もこの方針を踏まえて対応してまいります。

株主の皆様におかれましては、上記の内容をご確認頂き、本議案に関して何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今後も株主の皆様のご期待に応えることができるよう、企業価値の向上に取り組んでまいりますので、何卒ご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

<ご参考：現行定款第35条>

当会社は、毎年9月30日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。

以 上